

令和6年度府税の収入・予算

令和6年度 京都府当初予算

1兆6,089億1,700万円

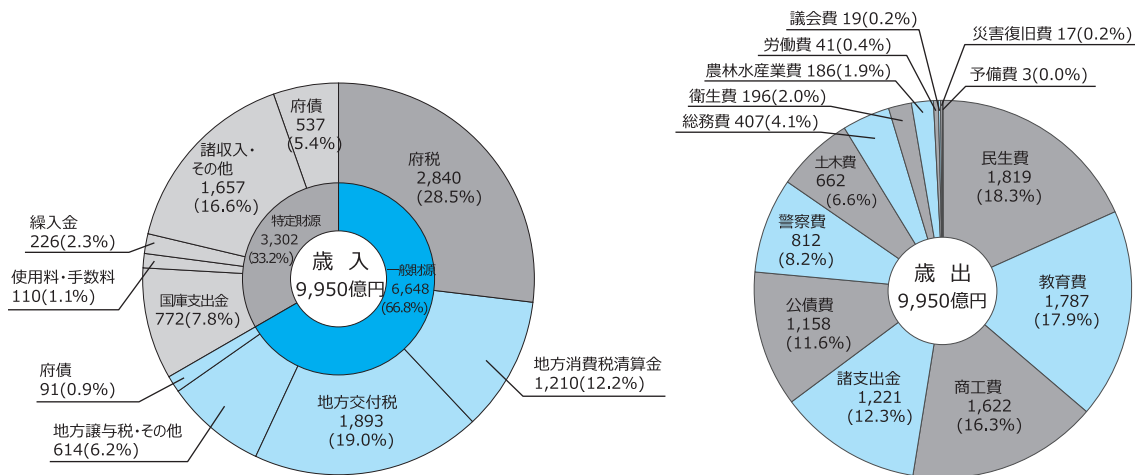
一般会計	9,950億	31百万円
特別会計	5,762億	13百万円
企業会計	376億	73百万円

令和6年度当初予算の規模は、一般会計、特別会計、公営企業会計を合わせて1兆6,089億1,700万円となっていますが、そのうち一般会計は前年度当初予算に比べ3.4%減の9,950億3,100万円となっています。

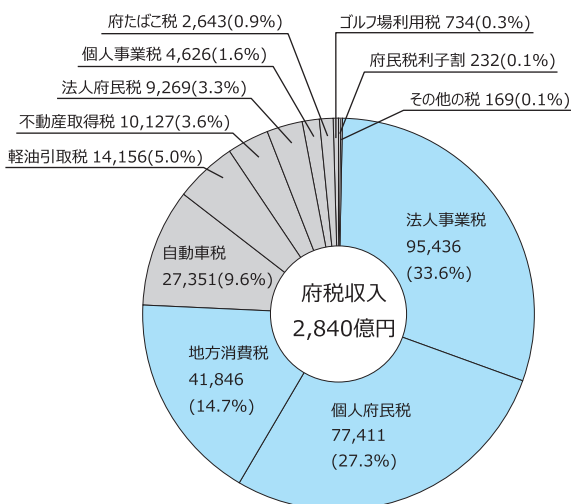
一般会計の歳入予算のうち、府民の皆様になめていただく府税の収入は、前年度当初予算と同額の2,840億円を見込んでいます。

府税収入が一般会計歳入予算に占める割合は28.5%となっており、府政運営の大切な財源となっています。

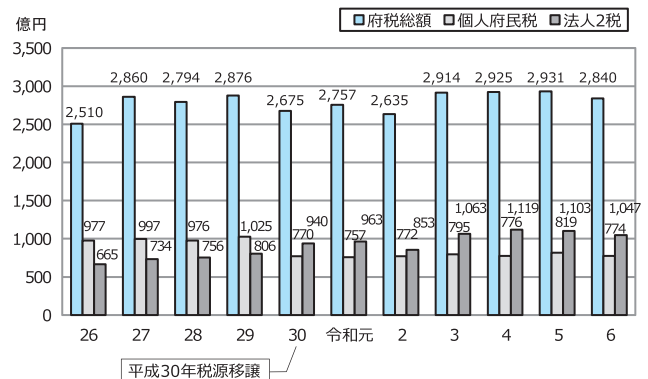
一般会計予算の内訳（単位：億円）



府税収入予算の内訳（単位：百万円）



府税収入の推移



(注) 令和4年度までは決算額、令和5年度は最終予算額、令和6年度は当初予算額

令和6年度の府税収入は、法人2税の増収を見込む一方で、定額減税による個人府民税の減収等により前年度当初予算と同額の2,840億円を見込んでいます。

(注) 法人2税とは、法人府民税及び法人事業税の総称です。

税金の種類

税金には、国に納める「国税」と地方公共団体に納める「地方税」とがあります。
地方税は、更に都道府県に納める「都道府県税」と市町村に納める「市町村税」とに分かれます。

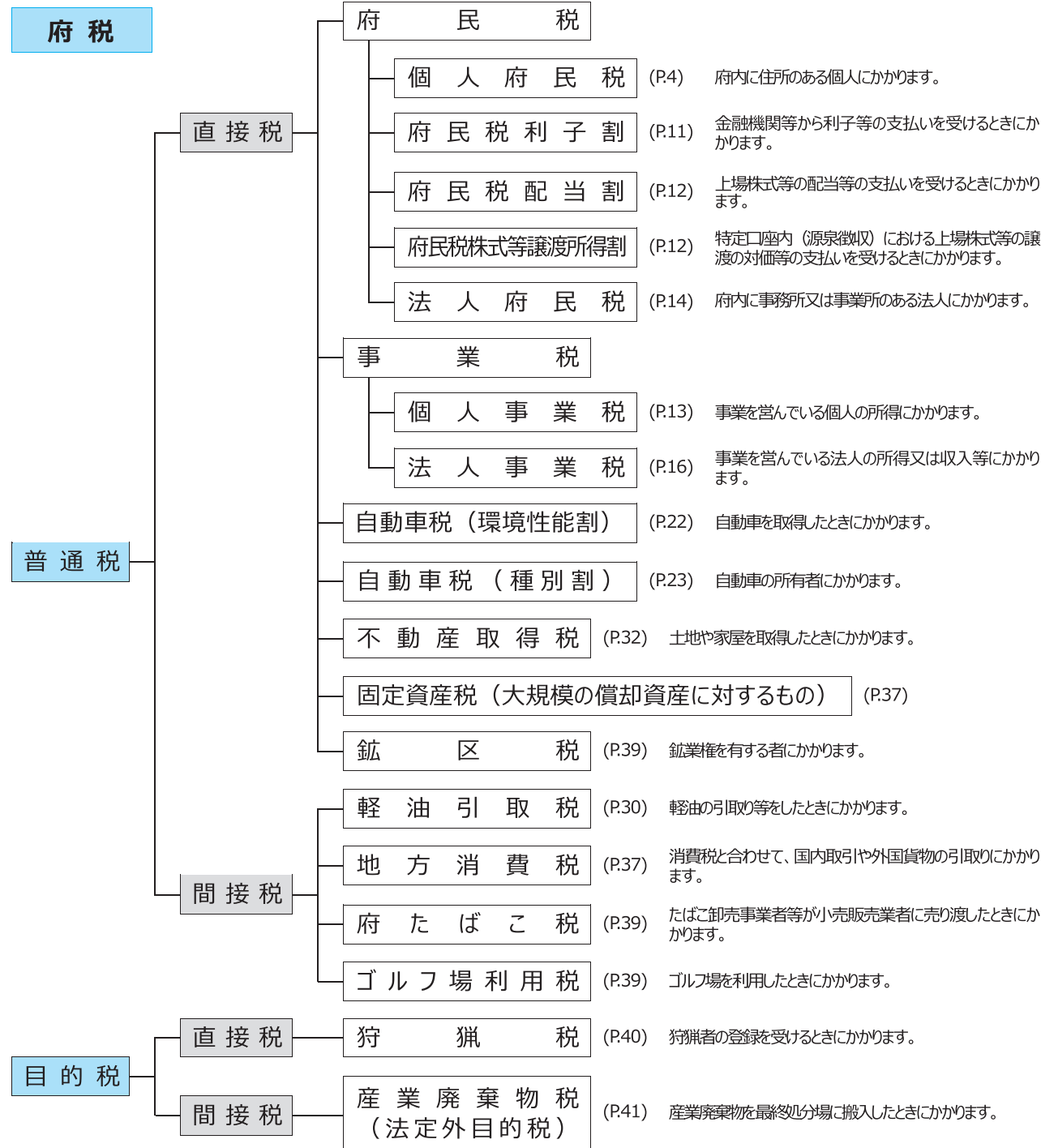
税金の分類

使い道による分類

普通税：その収入の使い道が特定されていない税
目的税：その収入の使い道が特定されている税

納める方法による分類

直接税：税金を納める人と実際に負担する人が同じ税
間接税：税金を納める人が直接府に納めるのではなく、負担する人以外の手を経て納める税



府税のあらまし

個人府民税

府民税は、社会運営費用の一部を社会の構成員である府民の皆様に広く負担していただくもので、個人府民税と法人府民税があります。

個人府民税には、均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割があり、均等割と所得割については、市町村民税と合わせて住民税と呼ばれています。

住民税の課税や納税手続は、市町村が行っています。

納める人

毎年1月1日現在

・府内に住所がある個人 ― 均等割と所得割

・府内に事務所、事業所又は家屋敷があり、その所在する市町村に住所がない個人 ― 均等割

非課税

次の人には、個人府民税は課税されません。

(1) 均等割及び所得割の非課税

・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

・障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下の人

(2) 均等割の非課税

・前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下である人

(3) 所得割の非課税

・前年の総所得金額等が次の算式で求めた額以下である人

ア 同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合

35万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族）の人数＋42万円

イ 同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合

45万円

納める額

府民税のほかに市町村税と国税が合わせて課税されます。

均等割

区分	府民税	市町村民税	国税	計
標準税率	1,000円	3,000円		4,000円
森林環境税（注1） （令和6年度～）			1,000円	1,000円
豊かな森を育てる府民税（注2） （平成28年度～令和7年度）	600円			600円
合計	1,600円	3,000円	1,000円	5,600円

（注）1．温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、市区町村において、均等割と併せて1人年額1,000円課税されます。

2．森林の整備・保全を進めるため、平成28年度から令和7年度までの間、「豊かな森を育てる府民税」が年間600円加算されます。

所得割

課税所得金額×税率

	府民税	市町村民税	計
京都市以外にお住まいの方	4%	6%	10%
京都市にお住まいの方	2%	8%	10%

・所得割の計算方法（給与所得者の場合）

前年の収入金額－（給与所得控除額）－（特定支出控除額）＝所得金額

所得金額－所得控除額＝課税所得金額

課税所得金額×税率－税額控除額＝所得割額

各種控除

給与所得控除

給与等の収入金額	控除額
162万5,000円以下	55万円
162万5,000円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円（上限）

（注）給与等の収入金額が660万円以下である場合には、この表によらず所得税法別表第5「年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額の表」により、給与所得の金額を求めることとされています。

公的年金等控除

受給者の年齢	公的年金等の収入金額(A)	控除額		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	130万円以下	60万円	50万円	40万円
	130万円超 410万円以下	(A)×25% ＋27万5千円	(A)×25% ＋17万5千円	(A)×25% ＋7万5千円
	410万円超 770万円以下	(A)×15% ＋68万5千円	(A)×15% ＋58万5千円	(A)×15% ＋48万5千円
	770万円超 1,000万円以下	(A)×5% ＋145万5千円	(A)×5% ＋135万5千円	(A)×5% ＋125万5千円
	1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円
65歳以上	330万円以下	110万円	100万円	90万円
	330万円超 410万円以下	(A)×25% ＋27万5千円	(A)×25% ＋17万5千円	(A)×25% ＋7万5千円
	410万円超 770万円以下	(A)×15% ＋68万5千円	(A)×15% ＋58万5千円	(A)×15% ＋48万5千円
	770万円超 1,000万円以下	(A)×5% ＋145万5千円	(A)×5% ＋135万5千円	(A)×5% ＋125万5千円
	1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円

（注）1．公的年金等とは、国民年金、厚生年金、共済年金、恩給等をいいます。

2．年齢は、前年の12月31日現在の年齢によります。

所得控除

・雑損控除

1と2のうち多い額

1．（損失の金額－保険等により補てんされた額）－（総所得金額等×1/10）

2．（災害関連支出の金額－保険等により補てんされた額）－5万円

・医療費控除

1又は2の選択

1．（支払った医療費－保険等により補てんされた額）－{（総所得金額等×5/100）又は10万円のいずれか低い額} 限度額200万

2．（支払ったスイッチOTC医薬品等購入費－保険等により補てんされた額）－1万2千円 限度額8万8千円

- ・社会保険料控除
支払った額
- ・小規模企業共済等掛金控除
支払った額
- ・生命保険料控除

次の1から3のいずれかの額（いずれも合計適用限度額 7万円）

1. 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）
支払った新生命保険料、介護保険料、新個人年金保険料をそれぞれ次の表により計算した額

支払った保険料	控 除 額
1万2,000円以下	支払った保険料の全額
1万2,000円超 3万2,000円以下	（支払った保険料の合計額）×1／2＋6,000円
3万2,000円超 5万6,000円以下	（支払った保険料の合計額）×1／4＋1万4,000円
5万6,000円超	2万8,000円

2. 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）
支払った生命保険料、個人年金保険料をそれぞれ次の表により計算した額

支払った保険料	控 除 額
1万5,000円以下	支払った保険料の全額
1万5,000円超 4万円以下	（支払った保険料の合計額）×1／2＋7,500円
4万円超 7万円以下	（支払った保険料の合計額）×1／4＋1万7,500円
7万円超	3万5,000円

3. 1と2の双方の契約について控除を受ける場合
以下のアとイの合計額（ただし、生命保険料と個人年金保険料の各控除額は、アとイ合わせてそれぞれ適用限度額 2万8,000円）
- ア 新契約の支払保険料等につき、上記1の計算式により計算した額
 - イ 旧契約の支払保険料等につき、上記2の計算式により計算した額

- ・地震保険料控除

支払った地震保険料の2分の1（限度額25,000円）

なお、経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料については、従前どおり損害保険料控除を適用できます（限度額10,000円）。ただし、地震保険料と合わせて限度額は25,000円となります。

- ・障害者控除

障害者である本人、同一生計配偶者、扶養親族1人につき26万円（以下の特例あり）
特別障害者の場合 30万円
同一生計配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者の場合 53万円

- ・ひとり親控除

30万円（前年の合計所得金額が500万円以下の場合に限る）

- ・寡婦控除

26万円（前年の合計所得金額が500万円以下の場合に限る）

- ・勤労学生控除

26万円

- ・配偶者控除

配偶者の合計所得金額 48万円以下	控除額		
	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円

※ 青色事業専従者に該当して、青色事業専従者給与の支払いを受ける者や事業専従者に該当する場合は含まれません。

- ・配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	控除額		
	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

- ・扶養控除

扶養親族（年齢16歳以上の者）1人につき33万円（以下の特例があります。）

- ・扶養親族が19歳以上23歳未満の場合 45万円
- ・扶養親族が70歳以上の場合 38万円
- ・扶養親族が同居の70歳以上の直系尊属の場合 45万円

※ 青色事業専従者に該当して、青色事業専従者給与の支払いを受ける者や事業専従者に該当する者は含まれません。

- ・基礎控除

納税義務者の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	なし

- ・所得金額調整控除

- (1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合には、給与等の収入金額（限度額1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。
- ・本人が特別障害者に該当する
 - ・年齢23歳未満の扶養親族を有する
 - ・特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する
- 控除額＝（給与等の収入金額（限度額1,000万円）－850万円）×10%
- (2) 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、給与所得（限度額10万円）及び公的年金等に係る雑所得（限度額10万円）の金額の合計金額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されます。
- 控除額＝（給与所得（限度額10万円）＋公的年金等に係る雑所得（限度額10万円））－10万円

税額控除

- ・調整控除

税源移譲による負担増を調整するため、前年の合計所得金額が2,500万円以下である場合、個人住民税と所得税の人的控除（基礎控除、扶養控除等）の差額を個人住民税所得割額から控除します。

合計課税所得金額が200万円以下	人的控除額の差の合計又は合計課税所得金額のいずれか少ない金額の5% 〔京都市以外にお住まいの方:府民税2%、市町村民税3%〕 〔京都市にお住まいの方:府民税1%、市町村民税4%〕
合計課税所得金額が200万円超	{人的控除額の差の合計－（合計課税所得金額－200万円）}の5% 〔京都市以外にお住まいの方:府民税2%、市町村民税3%〕 〔京都市にお住まいの方:府民税1%、市町村民税4%〕 ※ ただし、この額が2,500円未満の場合は府民税1,000円、市町村民税1,500円

個人住民税と所得税の人的控除額の差			
人的控除	差額	人的控除	差額
ひとり親控除 母 父	5万円 1万円	配偶者控除	納税義務者の合計所得金額
寡婦控除	1万円	一般の控除対象配偶者	900万円以下 5万円
勤労学生控除	1万円		900万円超950万円以下 4万円
障害者控除 障害者 特別障害者 同居特別障害者	1万円 10万円 22万円		950万円超1000万円以下 2万円
扶養控除 一般の扶養親族 特定扶養親族 老人扶養親族 同居直系尊属である老人扶養親族	5万円 18万円 10万円 13万円	老人控除対象配偶者	900万円以下 10万円
		配偶者特別控除	900万円超950万円以下 6万円
			950万円超1000万円以下 3万円
			納税義務者の合計所得金額
		配偶者の合計所得金額	900万円以下 5万円
基礎控除	5万円	48万円超50万円未満	900万円超950万円以下 4万円
		50万円以上55万円未満	950万円超1000万円以下 2万円
			900万円以下 3万円
基礎控除	5万円	950万円超1000万円以下	1万円

- ・**配当控除**
株式等の配当所得があるときは、その金額に一定の率を乗じた金額が税額から差し引かれます。
- ・**住宅借入金等特別税額控除**
・対象者
所得税の住宅ローン控除の適用者で、平成21年から令和3年までの入居者
・控除額
次の1と2のいずれか小さい額が住民税額から控除されます。
1. 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった金額
2. 所得税の課税総所得金額の額に7%を乗じて得た金額（限度額 136,500円）
※ 平成26年3月までの入居者については、所得税の課税総所得金額との額に5%を乗じて得た金額（限度額97,500円）
・手続等
所得税の住宅ローン控除について確定申告された方は、市町村に対する申告は不要です。
※ 申告期限 毎年3月15日
- ・**寄附金税額控除**
(1) 京都府共同募金会又は日本赤十字社京都府支部に対する寄附金
（寄附金－ 2千円）×10%（府民税4%＋市町村民税6%）
(2) 京都府が条例により指定した寄附金
ア 所得税の控除対象寄附金（国、政党等への寄附を除く）のうち次の寄附金
・府内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金
・府（知事・教育委員会）の許可を受けた公益信託に対する寄附金
・その他府民の福祉の増進に寄与するものとして知事が指定した寄附金

- （寄附金－ 2千円）× 4%（※）
※ 京都府と市町村双方が条例により指定した寄附金の場合は、10%となります。
- イ NPO 法人に対する寄附金のうち、条例で個別に指定した寄附金
（寄附金－ 2千円）× 4%（※）
※ 京都府と市町村双方が条例により指定した寄附金の場合は、10%となります。
- (3) 都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）
以下のアとイの合計額を税額控除
ア （寄附金－ 2千円）× 10%（府民税4%＋市町村民税6%）
イ （寄附金－ 2千円）× { 100%－10%－所得税率×1.021%（復興特別所得税）}
※ イの額については、個人住民税所得割の額の2割が限度です。
- 京都市にお住まいの方は、平成29年1月1日以後の寄附から、上記(1)～(3)の控除率が、府民税 2 %・市民税 8 %の割合となります。（平成28年12月31日以前の寄附については、府民税4%・市民税6%）

- ・**外国税額控除**
外国で得た所得について、その国の所得税等を納めているときは、一定の方法によりその外国税額が税額から差し引かれます。

● サラリーマン A さんの場合の個人住民税の計算例（令和 6 年度）●

家族構成：夫婦、子供2人（妻・無収入、子供・19歳と17歳・無収入）
前年（令和 5 年中）の給与600万円、社会保険料45万円、生命保険料（旧契約）8万円、
個人年金保険料0円 （京都市以外にお住まいの方をモデルとしています。）

1 所得割

○ 給与所得控除
6,000,000円×20%＋440,000円＝1,640,000円

○ 所得控除
・基礎控除 430,000円
・配偶者控除 330,000円
・扶養控除 330,000円
・特定扶養控除 450,000円
・社会保険料控除 450,000円
・生命保険料控除 35,000円
合計 2,025,000円

○ 合計課税所得金額
前年の収入金額－給与所得控除額－所得控除額
6,000,000円－1,640,000円－2,025,000円＝2,335,000円

調整控除前の所得割額
・府民税 2,335,000円×4%＝93,400円
・市町村民税 2,335,000円×6%＝140,100円

調整控除額
合計課税所得金額が200万円超
人的控除額の差合計330,000円－（2,335,000円－2,000,000円）＝△5,000円
5万円を下回る場合は5万円の5%に相当する金額 50,000円×5%＝2,500円
・府民税 50,000円×2%＝1,000円
・市町村民税 50,000円×3%＝1,500円

調整控除後の所得割額
・府民税 93,400円－1,000円＝92,400円（100円未満切り捨て）
・市町村民税 140,100円－1,500円＝138,600円（100円未満切り捨て）

2 均等割
・府民税 1,600円（うち「豊かな森を育てる府民税」600円）
・市町村民税 3,000円

3 所得割＋均等割
・府民税 92,400円＋1,600円＝94,000円
・市町村民税 138,600＋3,000＝141,600円
合計 235,600円

申告と納税

・申告

- 毎年 3 月 15 日までに市町村に申告書を提出してください。
- 所得税の確定申告書を提出した場合や給与所得又は公的年金等に係る所得のみの場合には、申告書を提出する必要はありません。

・納税

- 給与所得者……6 月から翌年 5 月までの毎月の給料から差し引かれて、納められます。（特別徴収）
- 65 歳以上の公的年金受給者……年金の受給月に年金から差し引かれて、納められます。（特別徴収）
- 上記以外の所得者……市町村から送付される納税通知書によって、納めます。（普通徴収）
 - ※ 65 歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者については、公的年金等に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができます。

「豊かな森を育てる府民税」について（個人住民税均等割の超過課税）

- 京都府では、森林の持つ土砂災害の防止や、水源のかん養といった私たちの生活に欠かすことのできない機能を将来にわたって発揮させるために、平成28年4月から「豊かな森を育てる府民税」を導入しました。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○納める方

- 1月1日現在で府内に住所がある方
- 1月1日現在で府内に家屋敷等を有する方
 - ただし、次の方には課税されません。
 - ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
 - ・障害者、未成年者、寡婦（寡夫）で、前年の合計所得金額が135万円以下の方
 - ・前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方

○納める額

- 税額（年）：600円

○納税の方法

- 個人府民税の均等割に上乗せして納めていただきます。

○導入時期

- 平成28年度分の個人府民税から課税されています。

○「豊かな森を育てる府民税」の主な使い道

- ◇森林の整備・保全のための取組
 - ・里山の危険木除去
 - ・流木の発生源除去
 - ・住民参加の森林整備・保全 など
- ◇森林資源の循環利用等のための取組
 - ・公共施設の木造化
 - ・森林の重要性を学ぶ取組 など

○「豊かな森を育てる府民税」の管理

- 納めていただいた税金は、「京都府豊かな森を育てる基金」に積み立てて管理することにより「森林の整備・保全」と「森林資源の循環利用と森林の多様な重要性についての府民理解の促進」のために使われていることを明確にします。

個人住民税の特別徴収について

- 特別徴収とは、給与支払いの際に従業員の方の個人住民税を給与から差し引いて徴収し、市町村へ納入していただく制度で、地方税法上、個人住民税は特別徴収による徴収が義務とされています。
- 手続に関するお問い合わせ先は、従業員がお住まいの各市町村個人住民税（特別徴収）担当をお願いします。

市 町 村	担 当 課	電 話 番 号	市 町 村	担 当 課	電 話 番 号
京 都 市	市税事務所法人税務担当	075-213-5246	南 丹 市	税 務 課	0771-68-0004
福 知 山 市	税 務 課	0773-24-7024	木 津 川 市	税 務 課	0774-75-1203
舞 鶴 市	税 務 課	0773-66-1026	大 山 崎 町	税 住 民 課	075-956-2101（代）
綾 部 市	税 務 課	0773-42-4235	久 御 山 町	税 務 課	075-631-9926 0774-45-3908
宇 治 市	税 務 課	0774-20-8718	井 手 町	税 務 課	0774-82-6163
宮 津 市	税 務 ・ 国 保 課	0772-45-1612	宇治田原町	税 住 民 課	0774-88-6633
亀 岡 市	税 務 課	0771-25-5012	笠 置 町	税 住 民 課	0743-95-2302
城 陽 市	税 務 課	0774-56-4021	和 束 町	税 住 民 課	0774-78-3005
向 日 市	税 務 課	075-874-2243	精 華 町	税 務 課	0774-95-1916
長 岡 京 市	税 務 課	075-955-9507	南 山 城 村	税 住 民 福 祉 課	0743-93-0103
八 幡 市	税 務 課	075-983-2164	京 丹 波 町	税 務 課	0771-82-3802
京 田 辺 市	税 務 課	0774-64-1317	伊 根 町	住 民 生 活 課	0772-32-0503
京 丹 後 市	税 務 課	0772-69-0180	与 謝 野 町	住 民 税 務 課	0772-43-9020

■ 府民税利子割

納める人

- 金融機関等から利子等の支払を受ける個人（金融機関等が利子等の支払の際に徴収し、府に納めます。）
- （注）平成28年1月1日以後に利子等の支払を受ける「法人」に係る利子割は、廃止されました。

納める額

- 支払を受けるべき利子等の額の5%
- （注）このほかに所得税として15.315%（うち復興特別所得税分0.315%）がかかります。

申告と納税

- 金融機関等が毎月分を翌月の10日までに申告し、納めます。

非課税

- 次のようなものについては府民税利子割は非課税とされます。

・障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度

- 元本額350万円までの利子等
- （注） 1. 障害者等とは、遺族年金を受けることができる妻である人、身体障害者手帳の交付を受けている方など一定の要件に該当する人をいいます。
- 2. 平成28年1月1日以後、公債の利子は配当割の課税対象となり、配当割において非課税となります。

・勤労者財産形成貯蓄の利子非課税制度

- 財形住宅貯蓄、財形年金貯蓄の元本額を合わせて550万円までの利子等

・所得税法等において非課税とされる利子等

- 当座預金の利子、納税準備預金の利子、納税貯蓄組合預金の利子等

・非居住者が支払を受ける利子等

市町村への交付

- 府に納められた利子割の59.4%は、市町村へ交付されます。

府民税配当割

納める人

府内に住所を有する個人で特定配当等の支払を受ける人（特定配当等の支払をする株式会社等がその支払の際に徴収し府に納めます。）

納める額

支払を受けるべき配当等の額の5%

- （注）
- このほかに所得税として15.315%（うち復興特別所得税分0.315%）がかかります。
 - 平成28年1月1日以後に支払を受ける特定公社債等の利子等及び割引債の償還金（特定口座において支払われるものを除く。）に係る差益金額は、配当割の課税対象になります。

申告と納税

特定配当等の支払をする者等が特別徴収義務者として徴収の上、毎月分を翌月10日までに申告し、納めます。

市町村への交付

府に納められた配当割のうち59.4%は、市町村へ交付されます。

「源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割」について

平成22年1月1日からは、源泉徴収の選択をした特定口座（源泉徴収選択口座）への上場株式等の配当等の受け入れが可能となり、その源泉徴収選択口座に受け入れた上場株式等の配当等については、他の配当割とは別に「源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税配当割」として、原則として、1年間に徴収した当該配当割額を翌年の1月10日までに、その配当等の支払の取扱者（証券会社等）が特別徴収義務者として申告納入します。

この場合、源泉徴収選択口座内にある上場株式等に係る譲渡損失の金額と同口座内に受け入れた源泉徴収選択口座内配当等との損益通算を可能とし、損益通算した結果、残額が生じた場合、その残額を元に特別徴収税額が計算されます。

府民税株式等譲渡所得割

納める人

府内に住所を有する個人で源泉徴収選択口座内において特定株式等（上場株式等）の譲渡所得等が生じた人（特定口座が開設された証券会社等が、その支払の際に徴収し府に納めます。）

納める額

源泉徴収選択口座内での特定株式等譲渡所得等の額の5%

- （注）
- このほかに所得税として15.315%（うち復興特別所得税分0.315%）がかかります。
 - 前述のとおり、平成22年1月1日から、源泉徴収選択口座内において上場株式等の譲渡損失と配当等との間の損益通算が可能となりました。

申告と納税

証券会社等が特別徴収義務者として徴収の上、毎年1月10日までに申告し、納めます。

市町村への交付

府に納められた株式等譲渡所得割のうち59.4%は、市町村へ交付されます。

個人事業税

この税金は、個人で事業を行う場合に道路等の各種公共施設を利用するなどの行政サービスを受けていることから、その経費の一部を負担していただくものです。

納める人

府内に事務所・事業所を設けて、次の事業を営んでいる個人に課税されます。

区 分	事業の種類
第一種事業	物品販売業、保険業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、電気供給業、土石採取業、電気通信事業、運送業、運送取扱業、船舶定係場業、倉庫業、駐車場業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業、飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、両替業、公衆浴場業（第三種事業以外のもの）、演劇興行業、遊技場業、遊覧所業、商品取引業、不動産売買業、広告業、興信所業、案内業、冠婚葬祭業
第二種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業
第三種事業	医業、歯科医業、薬剤師業、あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業、獣医業、装蹄師業、弁護士業、司法書士業、行政書士業、公証人業、弁理士業、税理士業、公認会計士業、計理士業、社会保険労務士業、コンサルタント業、設計監督者業、不動産鑑定業、デザイン業、諸芸師匠業、理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業（銭湯）、歯科衛生士業、歯科技工士業、測量士業、土地家屋調査士業、海事代理士業、印刷製版業

納める額

第一種事業 課税所得額の5%

第二種事業 課税所得額の4%

第三種事業 課税所得額の5%

あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業は、課税所得額の3%

・税額の計算方法

前年の事業の総収入金額－必要経費＝前年の事業所得金額

（前年の事業所得金額－損失の繰越控除等－事業主控除額）×税率＝税額

※ 所得金額の計算は、原則として所得税における事業所得や不動産所得の計算と同じです。

なお、「青色申告特別控除」は所得税にはありますが、個人事業税にはありません。

各種控除

・事業専従者控除

事業を行う人と生計を一にする15歳以上の親族で、もっぱらその事業に従事する者がいる場合は、次の金額が必要経費とされます。

青色申告者 ― 青色事業専従者に支払われた適正な給与額

白色申告者 ― 事業専従者1人について、次のいずれかの低い方の金額

・50万円（事業専従者が事業を行う人の配偶者であるときは86万円）

・事業専従者控除前の事業所得金額÷（事業専従者数＋1）

・事業主控除

年290万円（事業の期間が1年に満たないときは、月割によって計算します。）

・その他の控除

（１）損失の繰越控除

青色申告者で、事業の所得が赤字（損失）となったときは、翌年以降３年間、繰越控除ができます。

（２）被災事業用資産の損失の繰越控除

災害によって生じた事業用資産の損失の金額があるときは、翌年以降３年間、繰越控除ができます。

（３）事業用資産の譲渡損失の控除

直接事業の用に供する資産（機械、装置、車両等。ただし、土地、家屋等を除く。）を事業の用に供しなくなった日の翌日から１年を経過した日の前日までに譲渡した場合の損失額については、控除ができます。

（４）事業用資産の譲渡損失の繰越控除

青色申告者で、直接事業の用に供する資産（機械、装置、車両等。ただし、土地、家屋等を除く。）を事業の用に供しなくなった日の翌日から１年を経過した日の前日までに譲渡した場合の損失額については、翌年以降３年間、繰越控除ができます。

※以下の要件が必要になります。

- ・損失の生じた年分について、期限内に申告を行っていること。
- ・（１）（２）（４）については、その後の年分につき、連続して申告を行っていること。

申告と納税

・申告

申告期限は３月１５日です。

年の中に事業を廃止した方は、廃止した日から１月以内（死亡により事業を廃止したときは４月以内）に申告してください。

所得税の確定申告書又は府・市町村民税の申告書を提出された場合には、個人事業税の申告書を提出する必要はありません（この場合、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄、又は府・市町村民税の申告書の「事業税に関する事項」欄に該当事項を記載してください。）。

・納税

府から送付される納税通知書によって、８月、１１月の２回に分けて納めます（税額が１万円以下の場合は、８月に全額を納めます。）。

個人事業税の納税は、安全・便利・確実な口座振替を是非ご利用ください。

再生可能エネルギー設備の導入促進のための税の特例措置

認定された計画に基づき再生エネルギー設備を導入した方に対し、個人事業税を減免する制度があります。

法人府民税

会社等の法人も個人と同様、生産や販売等の活動を行う上で、様々な行政サービスを受けていることから、所得（利益）等を基準として法人府民税及び法人事業税を負担していただくこととなります。

納める人

- ・府内に事務所・事業所がある法人 ― 均等割と法人税割
- ・府内に事務所・事業所はないが、寮・宿泊所・クラブ等がある法人 ― 均等割（法人でない団体又は財団で収益事業を行うものは、法人とみなされます。）

納める額

	区 分	納める額
均等割	資本金等の額が1,000万円以下の法人等（※）	年額 2万円
	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	年額 5万円
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額13万円
	資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額54万円
	資本金等の額が50億円を超える法人	年額80万円

※ 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができない法人以外の法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く）、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人、保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの等を含みます。

- （注）
- 「資本金等の額」とは、法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額をいいます。「資本金等の額」の判定は算定期間の末日の状況によります。
 - 平成27年4月1日以後に開始する事業年度は、法人税法に規定する資本金等の額に無償増減資の額を加算減算します。当該額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合、資本金と資本準備金の合算額を税率区分の基準とします。

	区 分	平成26年10月1日以後に 開始する事業年度	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度
法人 税割	資本金の額又は出資金の額が3億円を超える法人 保険業法に規定する相互会社	4%	1.8%
	資本金の額又は出資金の 額が3億円以下の法人	法人税額が年1,600万円超 法人税額が年1,600万円以下	
	中小企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる法人 （事業協同組合、企業組合、商工組合など）	3.2%	1%

（注）上表の法人税額とは、課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額

申告と納税

申告の種類により次のように分類されます。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
1 中間申告 （法人税の中間申告が必要な法人等）	(1) 予定申告	前事業年度の法人税割額 ×6／前事業年度の月数＋ 均等割額	事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内
	(2) 仮決算に基づく中間申告	法人税額×税率＋均等割額	
2 確定申告		(法人税額×税率＋均等割額)－中間申告額	事業年度終了の日から2月以内 （定款等の定めにより決算が確定しない法人にあっては3月以内。連結・通算法人は4月以内。 （会計監査人を置いている場合は最大6月以内））
3 修正申告	(1) 申告した府民税額に不足額があったとき	(法人税額×税率＋均等割額)－既確定税額	速やかに
	(2) 法人税について修正申告をしたとき又は更正を受けたとき		法人税額を納付すべき日
4 公共法人・公益法人等で均等割のみ課されるもの		均等割額	4月30日

- （注）
- 2以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の法人税割額は、関係都道府県ごとの従業者数を基準にして、あん分計算した税額を申告し、納めます。
 - 通算子法人の中間申告については、上の表と内容が異なります。

特定非営利活動法人（NPO 法人）の活動支援のための税の特例措置

法人の立ち上げ期を支援するため等、法人府民税等を課税免除する制度があります。

再生可能エネルギー設備の導入促進のための税の特例措置

導入等支援団体として登録を受けた団体に対し、法人府民税（均等割）を課税免除する制度があります。

■ 法人事業税

納める人

- ・府内に事務所、事業所を設けて事業を行っている法人
- ・法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行っているもの

納める額

(%)

適用事業年度					平成26年10月1日以後に 開始する事業年度			令和元年10月1日以後に 開始する事業年度			
区 分					所得年400万 円以下の金額	所得年400万 円を超え800万 円以下の金額	所得年800万 円を超える金 額	所得年400万 円以下の金額	所得年400万 円を超え800万 円以下の金額	所得年800万 円を超える金 額	
課税 方式	資本金の額又は 出資金の額	分割県数 (事業年度終了日現在)	年所得								
所得金額課税法人	普通法人等	所得割	1千万円未満	－	4千万円超	3.65	5.465	7.18	3.75	5.665	7.48
				4千万円以下	3.4	5.1	6.7	3.5	5.3	7	
			1千万円以上 3億円以下	3県以上	4千万円超	7.18			7.48		
					4千万円以下	6.7			7		
				3県未満	4千万円超	3.65	5.465	7.18	3.75	5.665	7.48
					4千万円以下	3.4	5.1	6.7	3.5	5.3	7
			3億円超	3県以上	－	7.18			7.48		
				3県未満	－	3.65	5.465	7.18	3.75	5.665	7.48
	特別法人	所得割	1千万円未満	－	4千万円超	3.65	4.93		3.75	5.23	
				4千万円以下	3.4	4.6		3.5	4.9		
			1千万円以上 3億円以下	3県以上	4千万円超	4.93			5.23		
					4千万円以下	4.6			4.9		
				3県未満	4千万円超	3.65	4.93		3.75	5.23	
					4千万円以下	3.4	4.6		3.5	4.9	
			3億円超	3県以上	－	4.93			5.23		
				3県未満	－	3.65	4.93		3.75	5.23	

- 特別法人とは、医療法人、農業・消費生活・漁業協同組合、信用金庫、中小企業等協同組合（企業組合は除かれています。）等をいいます。

(%)

適用事業年度					令和2年4月1日 以後に開始する 事業年度	令和4年4月1日 以後に開始する 事業年度	
区 分							
課税方式			資本金の額又は 出資金の額	年収入金額等			
収入金額課税法人等	ガス供給業（導管ガス供給業、特定ガス供給業及びガス中小事業者を除く）	収入割	3億円以下	収入金額の年額が3億2千万円超	1.065	所得金額課税法人又は外形標準課税法人の税率が適用されます。	
				収入金額の年額が3億2千万円以下	1		
			3億円超	—	1.065		
	電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く） 導管ガス供給業 保険業 貿易保険業	収入割	3億円以下	収入金額の年額が3億2千万円超	1.065	1.065	
				収入金額の年額が3億2千万円以下	1	1	
			3億円超	—	1.065	1.065	
			保険業法に規定する相互会社	—	1.065	1.065	
	小売電気事業等 発電事業等 特定卸供給事業	下記以外の法人	収入割	3億円以下	収入金額の年額が3億2千万円超	0.8025	0.8025
					収入金額の年額が3億2千万円以下	0.75	0.75
				3億円超	—	0.8025	0.8025
			所得割	3億円以下	所得の年額が4千万円超	1.9425	1.9425
					所得の年額が4千万円以下	1.85	1.85
				3億円超	—	1.9425	1.9425
		1億円を超える普通法人（※1）	収入割	1億円超 3億円以下	収入金額の年額が3億2千万円超	0.8025	0.8025
					収入金額の年額が3億2千万円以下	0.75	0.75
				3億円超	—	0.8025	0.8025
			付加価値割	1億円超 3億円以下	付加価値額の年額が1億4千万円超	0.3885	0.3885
					付加価値額の年額が1億4千万円以下	0.37	0.37
				3億円超	—	0.3885	0.3885
	資本割	1億円超 3億円以下	算定期末の資本金等の額が1億6千万円超	0.1575	0.1575		
			算定期末の資本金等の額が1億6千万円以下	0.15	0.15		
		3億円超	—	0.1575	0.1575		
	特定ガス供給業（※2）	収入割	3億円超	—	—	0.519	
		付加価値割		—	—	0.8085	
		資本割		—	—	0.336	

（※1） 特定目的会社、投資法人、一般社団法人、一般財団法人を除く

（※2） 特定ガス供給業で資本金の額又は出資金の額が3億円以下の法人の税率等については、お問い合わせください。

- 上の表の収入金額課税法人等は、電気供給業、ガス供給業（一部のガス中小事業者を除く。）、保険業、貿易保険業を行う法人を指します。
- 特定卸供給事業は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。また、特定ガス供給業は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

(%)

適用事業年度				令和元年10月1日以後に 開始する事業年度			令和4年4月1日以後に 開始する事業年度	
区 分		資本金の額 又は出資金の 額	分割県数 (事業年度終了日現在)	年所得	所得年400万円 以下の金額	所得年400万円 を超え800万円 以下の金額	所得年 800万円を 超える金額	
外形標準課税法人	所得割	1億円超 3億円以下	3県以上	4千万円超	1.18			1.18
				4千万円以下	1			1
			3県未満	4千万円超	0.495	0.835	1.18	1.18
				4千万円以下	0.4	0.7	1	1
		3億円超	3県以上	－	1.18			1.18
			3県未満	－	0.495	0.835	1.18	1.18
	付加価値割	1億円超 3億円以下	付加価値額の年額が 1億4千万円超		1.26			1.26
			付加価値額の年額が 1億4千万円以下		1.2			1.2
		3億円超	－		1.26			1.26
	資本割	1億円超 3億円以下	算定期末の資本金等の額が 1億6千万円超		0.525			0.525
算定期末の資本金等の額が 1億6千万円以下			0.5			0.5		
3億円超		－		0.525			0.525	

(注) 1. 上表の各下段の税率(不均一課税)は、中小法人等に適用される税率でその範囲は次のとおりです。

- ・資本金の額又は出資金の額が3億円以下の法人で、かつ下表の要件に該当（割ごとに判定）
- ・中小企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる法人

所得割	所得の年額が4,000万円以下
付加価値割	付加価値額の年額が1億4,000万円以下
資本割	算定期末の資本金等の額が1億6,000万円以下
収入割	収入金額の年額が3億2,000万円以下

- ※ 分割基準法人にあっては、分割前の所得金額（収入金額、付加価値額、資本金等の額）の総額で判定します。
2. 分割県数は、当該事業年度の終了の日現在において、3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行っているかどうかで判定してください。
3. 当該事業年度の終了の日現在において、3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行い、かつ、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人には、所得金額の3段階区分による軽減税率の適用はありません。また、外形標準課税法人は、令和４年４月１日以後開始事業年度においては当該軽減税率の適用はありません。
4. 平成27年4月1日以後に開始する事業年度は、資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合、資本金と資本準備金の合算額を資本金等の額とします。

外形標準課税について

資本金1億円超の普通法人（特定目的会社、投資法人、一般社団法人、一般財団法人を除く。）を対象として、平成16年4月1日以後に開始する事業年度について、税収中立を前提に、課税標準の一部を所得基準から外形基準に変更しています。

分割基準について

2以上の都道府県に事務所・事業所がある法人は、関係都道府県ごとに、次の基準によって按分計算した税額を申告し、納めます。

非製造業(※)	課税標準の1/2：事業所数 課税標準の1/2：従業者数
製造業	従業者数 (資本金1億円以上の法人：工場の従業者数を1.5倍)

※ 鉄道事業・軌道事業、ガス供給業・倉庫業及び電気供給業は除かれています。

申告と納税

申告の種類により次のように分類されます。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
1 中間申告 （外形標準課税適用法人、 収入金額課税法人及び法人 税の中間申告が必要な法人。 ただし、特別法人を除く。）	(1) 予定申告	前事業年度の税額 ／前事業年度の月 数×6	事業年度開始の日以後6月を 経過した日から2月以内
	(2) 仮決算に基づく 中間申告	仮決算の所得等の 金額×税率	
2 確定申告		所得等の金額×税 率－中間申告額	事業年度終了の日から2月以内 （定款等の定めにより決算が確定 しない法人にあっては3月以内。 連結・通算法人は4月以内。（会 計監査人を置いている場合は最大 6月以内））
3 修正申告	(1) 申告した所得 等の金額に不 足額があったとき	所得等の金額×税 率－既確定税額	速やかに
	(2) 申告した後に税 務署の更正を 受けたとき		税務署が更正の通知をした日 から1月以内

- (注) 1. 各特定信託の計算期間の所得に係る申告については、上記に準じた取扱いをします。
2. 申告と納税等は、全て法人府民税と一緒に行うことになっています。
3. 通算法人の中間申告については、上の表と内容が異なります。

再生可能エネルギー設備の導入促進のための税の特例措置

認定された計画に基づき再生可能エネルギー設備を導入した法人に対し、法人事業税を減免する制度があります。

地方法人特別税・特別法人事業税

偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定的な措置として、法人事業税の税率を引き下げるとともに地方法人特別税（国税）が創設されていましたが、令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって地方法人特別税が廃止されました。

代わって、新たな偏在是正措置として、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、復元後の法人事業税の一部を分離して特別法人事業税（国税）が創設されています。

納める人

法人事業税を申告納付する法人が対象となります。

納める額

税額＝基準法人所得割額又は基準法人収入割額×税率
（注） 基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税（所得割・収入割）の税額のことです。

税率

課税標準	法人の種類		特別法人事業税		
			令和元年10月1日以後に 開始する事業年度	令和2年4月1日以後に 開始する事業年度	令和4年4月1日以後に 開始する事業年度
基準法人 所得割額	外形標準課税適用法人		260%	260%	260%
	外形標準課税 適用法人以外 の法人	普通法人	37%	37%	37%
		特別法人	34.5%	34.5%	34.5%
基準法人 収入割額			30%	—	—
	ガス供給業、 （導管ガス供給業、特定ガス供給業 及びガス中小事業者を除く）		—	30%	基準法人所得割額の 税率が適用されます。
	電気供給業 （小売電気事業等、発電事業等及び 特定卸供給事業を除く） 導管ガス供給業 保険業 貿易保険業		—	30%	30%
	小売電気事業等 発電事業等 特定卸供給事業		—	40%	40%
	特定ガス供給業		—	—	62.5%

申告と納税

法人事業税の申告に合わせて、申告納付をしてください。

■ 法人府民税・法人事業税の超過課税（※京都企業基盤づくり税）

京都府では、府内企業の皆様のご理解とご協力をいただき、法人府民税については昭和 51 年から、法人事業税については昭和 56 年から、標準税率を超えて課税する超過課税を実施しています。（中小企業団体の組織に関する法律第 3 条に掲げる法人等は除かれています。）

この増収分につきましては、産業振興施策や社会基盤の整備など「京都府総合計画」を実現する重点施策の貴重な財源として活用させていただいております。

京都府では、依然として厳しい財政状況の下、行財政改革プランに基づき、一層の財政改革に取り組んでおります。

一方、産業振興施策や社会基盤の整備など、京都府の未来を築き上げていくための事業を積極的に推進することが求められており、これらの事業を推進するためにも、超過課税による増収分が必要不可欠な財源となっています。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※この超過課税による税収が、京都の経済基盤づくりに大きく寄与していることを府民の皆様により認識していただくために、「京都企業基盤づくり税」の通称を付しています。

超過課税の内容

1 趣旨等

産業の振興と社会基盤の整備に係る事業の財源に充当

2 実施期間

法人府民税 令和 3 年4月1日～令和 8 年3月31日
法人事業税 令和 3 年1月1日～令和 7 年12月31日

3 税率

法人府民税 1.8%（うち超過税率：0.8%）
法人事業税 標準税率（特別法人事業税又は地方法人特別税を含む）×1.05

4 適用対象外の法人

法人府民税 資本金の額又は出資金の額 3億円以下で、かつ、年法人税額 1,600万円以下のもの
法人事業税 資本金の額又は出資金の額 3億円以下で、かつ、次のもの
・所得割：年所得 4千万円以下
・付加価値割：年付加価値額 1億4千万円以下
・資本割：資本金等の額 1億6千万円以下
・収入割：年収入金額 3億2千万円以下
※ 割ごとに超過課税適用の判定を行います。

超過課税による税収

単位：百万円						
年度	法人府民税	うち超過分	法人事業税	うち超過分	計	うち超過分
6 ※	9,269	2,546	95,437	6,384	104,706	8,930
5 ※	10,073	2,945	100,221	6,703	110,294	9,648
4	10,584	3,200	101,319	6,778	111,903	9,978
3	10,859	3,250	95,413	6,367	106,272	9,617
2	10,513	1,544	74,747	5,024	85,260	6,568
元	15,435	2,310	80,877	5,417	96,312	7,727

※令和5年度は最終予算額、令和6年度は当初予算額

超過課税の主な使い道

- ◇**経営革新のための支援**
 - ・経営改革に取り組む中小企業の支援
- ◇**成長発展のための支援**
 - ・次代を担う企業や産業を生み出す産業創造リーディングゾーンの形成
 - ・研究・製品開発のための人材育成から技術支援
 - ・地域と産業づくりに向けた新たなインフラ整備に対する支援
 - ・国内・海外への市場開拓に対する支援
- ◇**京都らしい知恵産業の新たな展開**
 - ・知的資産経営（知恵の経営）の支援
 - ・京都経済センターを核として創業から経営相談、人材育成などをワンストップで支援
- ◇**新たな企業誘致、事業所新増設**
 - ・戦略的な企業立地による雇用促進への支援
- ◇**社会基盤の整備**
 - ・山陰近畿自動車道、京都舞鶴港等の整備
- ◇**学研都市の推進**
- ◇**地域活性化施策の推進**
 - ・大阪・関西万博に向けた機運醸成や府内誘客に向けた取り組みの推進
 - ・京都文化力の世界発信、文化の力を活かした地域創成